

東日本大震災に係る 災害廃棄物処理実行計画

【改訂版】

平成 25 年3月
いわき市

はじめに

本市におきましては、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びその後の余震に伴い、平時の一般廃棄物の 6 年分に相当する災害廃棄物が生じました。

この膨大な災害廃棄物を、計画的な取組みにより迅速かつ適正に処理し、市民の健康と生活を守り、本市の復旧・復興に寄与することを目的として、平成 24 年 3 月に処理を進める上での基本的な考え方、具体的な方法、スケジュール等を定めた「東日本大震災に係る災害廃棄物処理実行計画」を策定しました。

本計画に沿って、順次、災害廃棄物の処理を進めているところですが、計画策定から 1 年が経過し、損壊家屋等解体撤去数の増加や、津波被災地区残置基礎の撤去開始など、災害廃棄物発生状況に変化が生じてきたことから、本計画がより実態に即した実効性のある計画となるよう、災害廃棄物の新たな発生要因やこれまでの処理実績・進捗状況等を踏まえ、見直しを行うものです。

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の見直し	2

第 2 章 被災状況及び災害廃棄物の発生状況

1 本市の被災状況	3
2 災害廃棄物の発生状況及び特徴	3
3 災害廃棄物の種類及び発生量	4

第 3 章 災害廃棄物処理の基本方針

1 基本的な考え方	6
2 処理期間	7
3 処理の流れ	7

第 4 章 災害廃棄物の処理方法

1 災害廃棄物の集積	8
2 災害廃棄物の選別	12
3 災害廃棄物の処理・処分	13

資料編

資料 1 : 災害廃棄物仮置場の設置・処分関連図

資料 2 : 災害廃棄物発生量と処理見込み

第1章 計画策定の趣旨

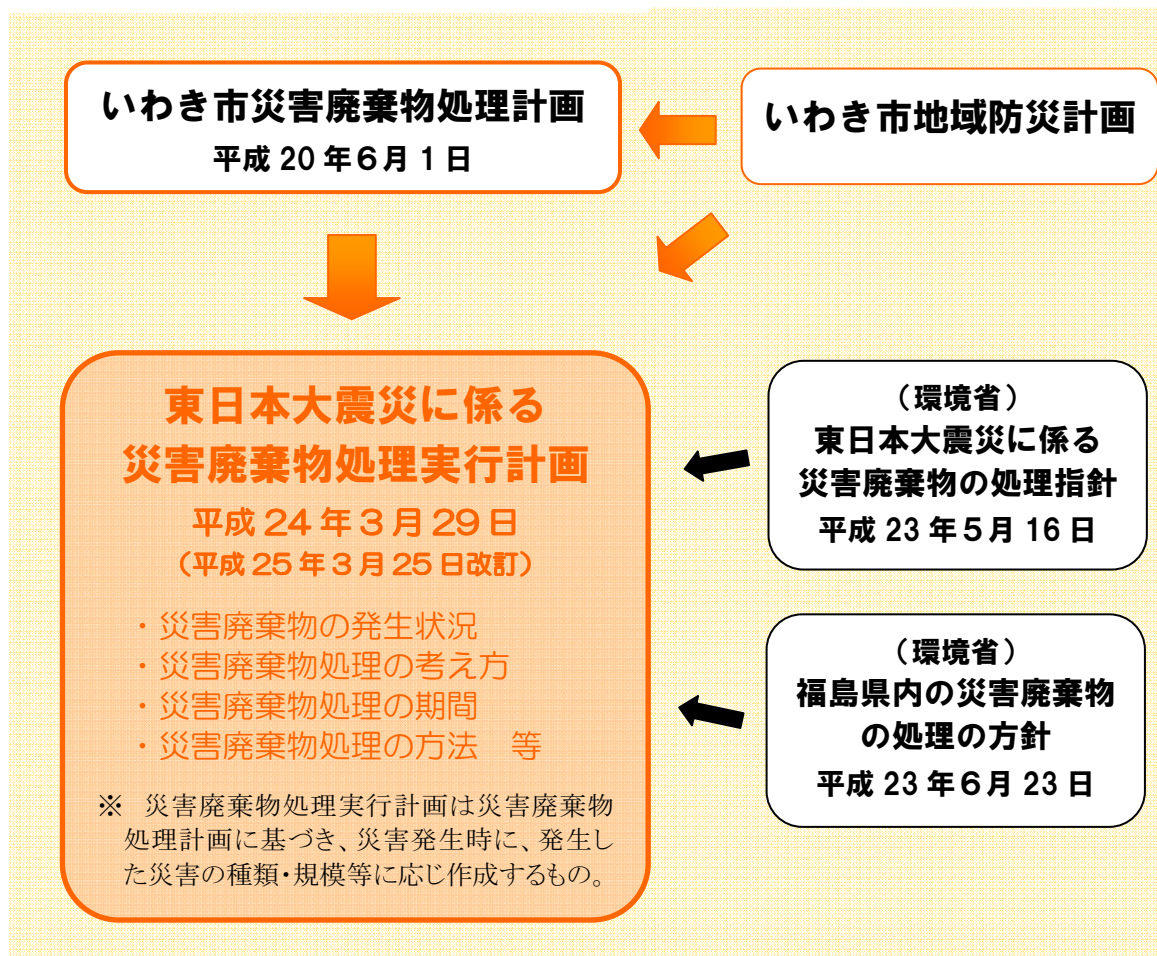
1 計画の目的

本計画は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びその後の余震により生じた大量の災害廃棄物を計画的かつ適正に処理し、市民の健康と生活を守り、本市の復旧・復興に寄与することを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、「いわき市災害廃棄物処理計画」（平成 20 年 6 月 1 日策定）に定める「災害廃棄物処理実行計画」であり、環境省が示した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」（平成 23 年 5 月 16 日）及び「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」（平成 23 年 6 月 23 日）等を踏まえ、震災に伴い市内で発生した災害廃棄物の処理を進める上での基本的考え方や具体的方法等について定めるものである。

【図 1：災害廃棄物処理実行計画の位置付け】



3 計画の期間

東日本大震災及び余震に伴い発生した災害廃棄物の処理が完了するまでの間とする。

4 計画の見直し

災害廃棄物の発生状況や処理状況等の大幅な変化、国による災害廃棄物処理指針の変更等があった場合には、必要に応じて本計画の見直しを行う。

第2章 被災状況及び災害廃棄物の発生状況

1 本市の被災状況

【表1：建物被害（平成25年3月5日現在）】

区分	戸数	備考
全壊	7,916棟	※調査継続中（非住家含む）
大規模半壊	7,277棟	
半壊	25,250棟	
一部損壊	50,079棟	
計	90,522棟	

2 災害廃棄物の発生状況及び特徴

本市では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、全長約60kmに渡る海岸線が津波により被害を受け、大量の流出ガレキが発生した。

また、内陸部においても、震度6弱を記録した本震の揺れに加え、4月11日、12日に起きた震度6弱の大規模余震をはじめとする度重なる余震の影響も受けて被害が拡大し、家屋の損壊等に伴う大量の災害廃棄物が発生した。

これらの災害廃棄物については、市内の複数箇所に災害廃棄物仮置場を設置し、集積を進めてきたが、その特徴としては、津波被災地区では、家屋や生活用品、車両、立木、土砂等あらゆるものが津波により混在し押し流されたため混合ガレキの割合が多く、また、その他の地区では、地震の揺れにより損壊した家屋の資材や被災した生活用品等が中心となっており、特に家屋等の解体撤去に伴う木くず類やコンクリート類の発生量が多くなっている。

更に、今回の災害廃棄物の大きな特徴として、震災後に発生した福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質による影響がある。

平成23年5月2日には、環境省から「福島県内の災害廃棄物の当面の扱い」が示され、本市を含む福島県の浜通り・中通り地方の災害廃棄物は、大気中に拡散した放射性セシウム等の付着による汚染の恐れがあるため、仮置場からの運搬や処理が制限された。

その後、平成23年6月23日に、環境省から「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」が示され、これにより本市においても一定の条件を満たせば災害廃棄物の処理が可能となったが、放射性物質の問題は、市民に災害廃棄物の焼却や埋立処分に対する不安を生じさせるなど、その後の処理・処分に大きな影響を及ぼしている。

3 災害廃棄物の種類及び発生量

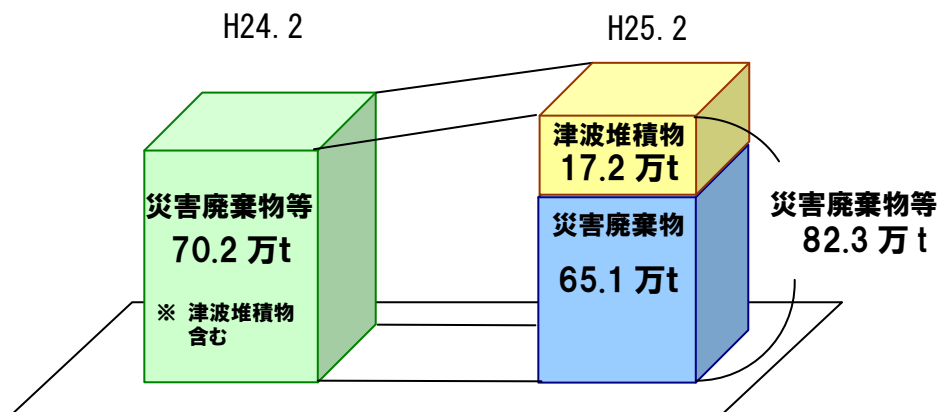
東日本大震災に伴い本市において発生した災害廃棄物等の量は、平成 24 年 2 月末時点では、災害廃棄物仮置場への廃棄物の集積量や、損壊家屋等の解体撤去に伴い発生する廃棄物の推計量などから、約 70.2 万 t と試算していた。

その後、損壊家屋等の解体撤去件数が大幅に増加するとともに、新たに津波被災地区の残置基礎の撤去を開始するなど、発生量に変化が生じたことから、今般、平成 25 年 2 月末時点の災害廃棄物処理済量、災害廃棄物仮置場の集積量、今後、損壊家屋等解体撤去及び残置基礎撤去に伴い発生する廃棄物の推計量等を基に再試算を行った。

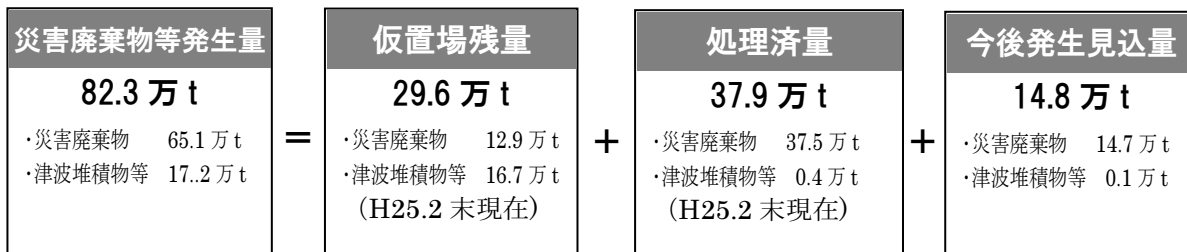
その結果、地震により発生したガレキ等「災害廃棄物」の発生量が約 65.1 万 t、津波により発生した土砂等「津波堆積物等」の発生量が約 17.2 万 t、合わせて約 **82.3 万 t** となった。

改訂前 (H24.2 試算)	70.2 万 t	⇒	改訂後 (H25.2 試算)	<u>82.3 万 t</u>
			〈内訳〉	<u>災害廃棄物</u> 65.1 万 t
				<u>津波堆積物等</u> 17.2 万 t
<p>※ 当初は「災害廃棄物」と「津波堆積物等」の区分が困難であったため、双方を合わせて「災害廃棄物」としていたが、選別等の処理が進み区分が可能となったことから、それぞれ集計し表記。</p>				
【発生量の増加要因】				
・ 損壊家屋等解体撤去数の増 (家屋等約 2,200 棟分 8,000 棟⇒10,200 棟)				9.4 万 t
・ 津波被災地区残置基礎 (約 850 棟分)				2.5 万 t
・ 船舶 (約 150 隻分)				0.2 万 t
			計	12.1 万 t

【図 2：災害廃棄物等発生量】



【図 3 : 発生量推計内訳】



【表 2 : 種類別発生推計量】

種類		発生量(推計)	備考
災害廃棄物	木くず類	109,658t	
	コンクリート類	327,871t	コンクリート、大谷石 等
	廃プラスチック類	42,914t	
	ガラス・陶磁器類	2,320t	
	冷凍魚類	484t	再生利用可能な分
	金属類	25,045t	
	家電類	2,816t	
	可燃物	16,011t	
	不燃物(安定型埋立)	83,598t	瓦、自然石 等
	不燃物(管理型埋立)	40,719t	ボード類、蛍光灯 等
津波堆積物等	土砂類	171,826t	災害廃棄物由来の土砂含む
計		823,262t	

第3章 災害廃棄物処理の基本方針

1 基本的な考え方

(1) 計画的な対応・処理

大量に発生した災害廃棄物に対応するため、災害廃棄物仮置場の適正な配置と管理、廃棄物処理施設等の適切かつ有効な活用により、災害廃棄物の処理を計画的かつ効率的に進める。

また、生活衛生の確保、地域の復旧・復興の観点から、災害廃棄物の処理は時々刻々変化する状況に柔軟に対応しながら迅速、適正に処理を行う。

(2) 環境に配慮した処理

災害廃棄物の処理にあたっては、環境への配慮を十分に行う。

具体的には、建物の解体撤去や仮置場等でのアスベスト飛散防止対策、重金属類等による土壌や水質汚染対策などのほか、特に今般の災害の特徴的事項である放射性物質による汚染について、仮置場や廃棄物処理施設、更にはそれらの周辺地域における放射線量のモニタリング、廃棄物の放射性物質濃度の測定等により、適時適切に管理し対処する。

(3) 地域事業者等との連携

災害廃棄物の処理・処分は、市内廃棄物関連事業者との連携のもと進めることとし、可能な限り市内で処理を行う。また、市内での処理が難しい一部の災害廃棄物については、他の自治体及び市外の事業者と連携し、広域処理を進める。

(4) リサイクルの推進

災害廃棄物の処理・処分にあたっては、可能な限り再生利用を進めることを基本とし、原子炉等規制法に基づくクリアランスレベルを確保した上で再生処理を進め、焼却や埋立処分による最終処分量の減量化を図る。

また、再生した資源を可能な限り地域の復旧・復興に活用していくこととし、国・県、事業者と連携し、復興事業など公共事業における再生資源の利用先の確保に努める。

(5) 安全作業の確保

震災時の清掃業務は、ごみの組成・量の違い、危険物の混入、更には放射性物質の付着などに伴い、通常業務と異なることが想定されるため、作業の安全性の確保を十分に図る。

2 処理期間

(1) 災害廃棄物の集積（詳細はP10「第4章1(4)」参照）

平成24年3月末までに概ね完了。

但し、損壊家屋等の解体撤去に伴うものは平成25年9月末までを目途とする。

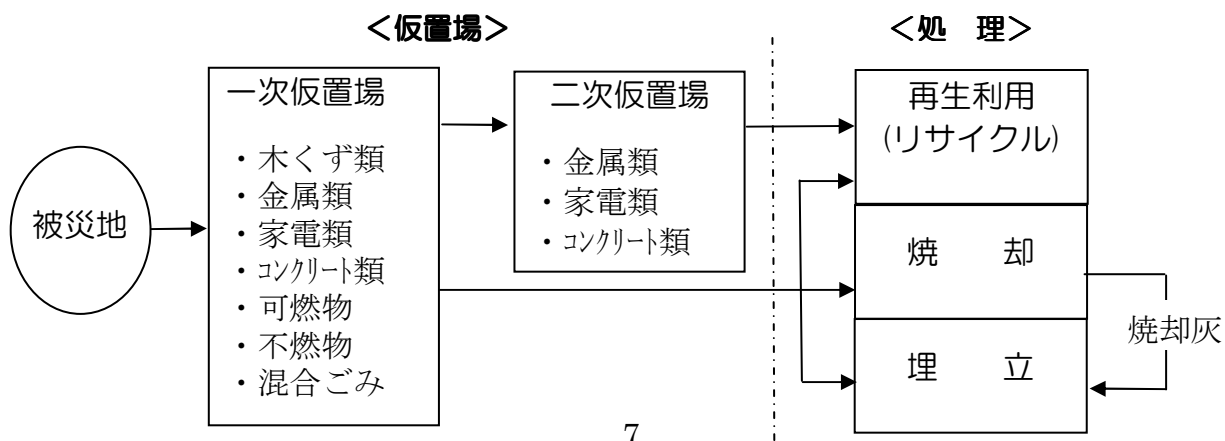
(2) 災害廃棄物の処理・処分

平成26年3月末までを目途とする。

3 処理の流れ

- ・ 市内の複数か所に災害廃棄物一次仮置場を設置し、震災により発生した災害廃棄物を被災地から集積する。
- ・ 災害廃棄物を一次仮置場へ搬入する際には、「木くず類」、「コンクリート類」、「金属類」、「家電類」、「可燃物」、「不燃物」等に粗選別する。
- ・ 市内数か所に災害廃棄物二次仮置場を設置し、一次仮置場に集積した災害廃棄物のうち、「コンクリート類」、「金属類」、「家電類」を必要に応じて移送し種類別に集積する。
- ・ 仮置場に集積した災害廃棄物は、処理・処分に向けて必要に応じ重機、手作業、トロンメル等の選別機により細選別を行う。
- ・ 一次仮置場及び二次仮置場に集積・選別した災害廃棄物は、「木くず類」、「コンクリート類」、「廃プラスチック類」、「金属類」、「家電類」等を中心に可能な限り再生利用（再資源化）する。
- ・ 災害廃棄物のうち再生利用が困難な「可燃物」については、市内の一般廃棄物焼却施設で焼却することを基本とする。
- ・ 災害廃棄物のうち再生利用が困難な「不燃物」については、市内の一般廃棄物最終処分場に埋立することを基本とする。

【図4：災害廃棄物処理の流れ】



第4章 災害廃棄物の処理方法

1 災害廃棄物の集積

(1) 仮置場の設置

地震及び津波により発生した災害廃棄物の早期撤去のため、市内の複数か所に災害廃棄物一次仮置場を設置し、災害廃棄物を集積する。

また、一次仮置場の空き容量を確保するとともに集積した廃棄物の処理を円滑に進めるため、災害廃棄物二次仮置場を設置し、一次仮置場からコンクリート類や金属類等特定の種類の廃棄物を選別・移送し集積する。

(2) 設置状況

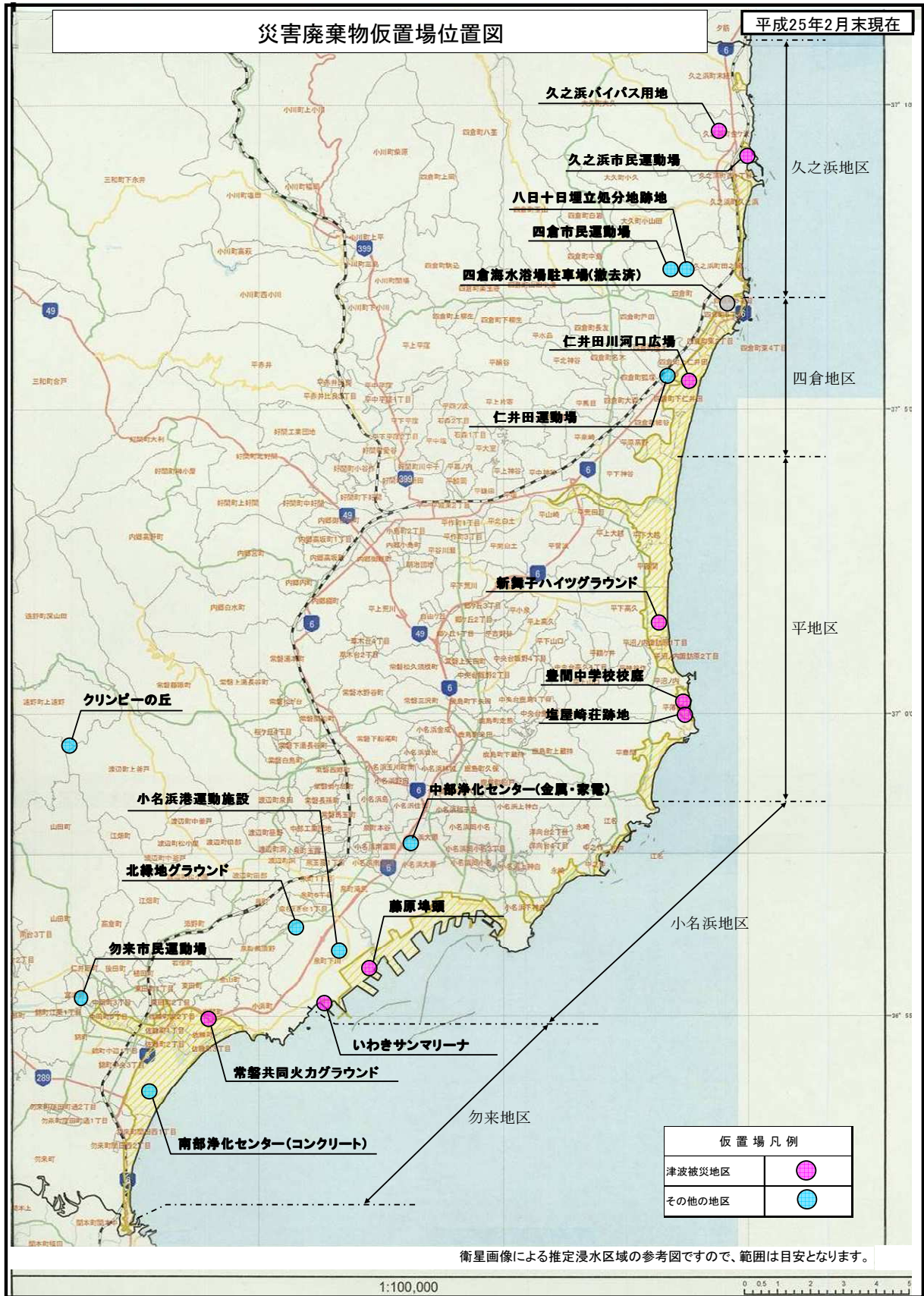
平成25年2月末現在、津波被災地区9か所、その他の地区9か所、合わせて18か所の仮置場を設置し災害廃棄物の集積及び一次保管を行っている。

【表3：災害廃棄物仮置場一覧】

(平成25年2月末現在)

区分	名称	面積	所在地	備考
津波被災地区	久之浜市民運動場	16,000 m ²	久之浜町金ヶ沢	搬入終了
	久之浜バイパス用地	5,300 m ²	久之浜町金ヶ沢	搬入終了
	仁井田川河口広場	19,000 m ²	四倉町上仁井田	搬入終了
	四倉海水浴場駐車場	—	四倉町東四丁目	撤去済
	新舞子ハイツグラウンド	17,000 m ²	平下高久	搬入終了
	豊間中学校校庭	6,000 m ²	平薄磯	搬入終了
	塩屋崎荘跡地	4,800 m ²	平薄磯	搬入終了
	藤原埠頭	40,000 m ²	泉町下川	搬入中
	常磐共同火力グラウンド	16,000 m ²	岩間町川田	搬入終了
	いわきサンマリーナ	6,200 m ²	泉町下川	搬入終了
	小計	130,300 m ²		
その他の地区	仁井田運動場	12,000 m ²	四倉町上仁井田	搬入終了
	四倉市民運動場	11,000 m ²	四倉町栗木作	搬入中
	八日十日埋立処分地跡地	18,500 m ²	四倉町八日十日	搬入終了
	小名浜港運動施設	8,000 m ²	泉町下川	搬入終了
	北緑地グラウンド	8,750 m ²	泉町下川	搬入中
	勿来市民運動場	21,500 m ²	山田町沖	搬入中
	クリンピーの丘	7,500 m ²	山田町家ノ前	搬入終了
	中部浄化センター	8,000 m ²	小名浜大原	搬入終了
	南部浄化センター	12,800 m ²	錦町浜田	搬入終了
	小計	108,050 m ²		
合計	238,350 m ²			

【図5：災害廃棄物仮置場位置図】



(3) 集積量（平成 25 年 2 月末現在）

災害廃棄物仮置場に集積した廃棄物の総量	約 67.5 万 t
仮置場から搬出・処理した廃棄物の量	約 37.9 万 t
仮置場にある廃棄物の残存量	約 29.6 万 t

(4) 集積スケジュール

- ・市民の生活の場周辺に流出・飛散したガレキ等
⇒ 平成 23 年 7 月末までに概ね集積済
- ・家庭等で発生した災害廃棄物
⇒ 平成 24 年 3 月末までに概ね集積済
- ・津波被災地区の損壊家屋等
⇒ 平成 23 年 12 月末までに概ね集積済
- ・津波被災地区の残置基礎
⇒ 平成 25 年 3 月末までを目途に集積
- ・津波被災地区以外の損壊家屋等
⇒ 平成 25 年 9 月末までを目途に集積

(5) 仮置場の管理

① 警備

廃棄物の不法投棄や持ち去り、火災等の防止のため、24 時間体制（常駐又は巡回）で警備を行う。

② 火災対策

24 時間体制での目視による監視のほか、日に 3 回、可燃物の山の内部（表層から 1 m 程度の深さ）の温度を計測し、発酵等による蓄発熱を監視する。

また、集積した可燃物の山の高さは 5 m 以下に抑えるとともに、必要に応じ切り返しや置き換えを行い蓄発熱を防ぐ。

③ 害虫及び悪臭対策

仮置場内の災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭の発生を抑制するため、可燃物や家電類等の発生可能性の高い廃棄物について、年 2 回（春季～秋季）程度の消毒を行う。

また、必要に応じ適宜消石灰の散布等を行う。

④ 放射性物質による汚染対策

仮置場に集積した災害廃棄物の放射性物質による汚染や環境への影響を監視するとともに、災害廃棄物を安全かつ適切に処理するため、放射線量や放射性物質濃度の測定を行う。

ア 放射線量

各仮置場内の廃棄物周辺及び敷地境界の地表 1 m 地点の放射線量を毎月 1 回測定しモニタリングする。

イ 放射性物質濃度

仮置場に集積した廃棄物について、処理を開始する際など必要に応じ、木くず類、コンクリート類、可燃物等、種別ごとに放射性セシウム濃度を測定する。

⑤ 環境監視

災害廃棄物に起因する環境汚染の抑制のため、水質・土壌・大気など仮置場内や周辺環境の監視を行う。

ア 水質

仮置場開設前及び開設中に仮置場表流水が流入する水路等で測定するものとし、開設中は年 2 回(夏季及び冬季)程度実施する。

イ 土壌

仮置場開設前及び閉鎖後に地内 5 点から採取した土壌を混合し測定する。

ウ 大気(粉じん)

仮置場開設前及び開設中に敷地境界線の大気を測定するものとし、開設中は年 2 回(夏季及び冬季)程度実施する。

2 災害廃棄物の選別

(1) 仮置場への集積時の選別

仮置場では、概ね次の区分により災害廃棄物を選別し集積する。

【表 4：災害廃棄物仮置場での選別区分】

区分		品目	具体例
災害 廃 棄 物	可燃物	木くず類	柱、梁、パレット
		畳	
		可燃物混合	衣類・布団、家具、廃プラスチック 等
	不燃物	コンクリート	
		瓦	
		ボード類	石膏ボード、スレート 等
		自然石	大谷石、石壁、墓石 等
		家電類	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコン、 電子レンジ 等
		ガラス・陶磁器	
		金属類	鉄骨、アルミサッシ、自転車 等
その他	危険物	消火器、燃料、弾丸 等	
津波堆積物等		土砂類	津波堆積物、災害廃棄物選別土砂 等

(2) 処理に向けた細選別

再生利用、焼却、埋立の処理を迅速かつ適正に進めるため、仮置場に集積した災害廃棄物を次の方法・手順により細選別する。

- ・重機による粗選別
- ↓
- ・作業員による手選別
- ↓
- ・トロンメル等の選別機による機械選別

3 災害廃棄物の処理・処分

(1) 放射性物質による汚染への対応

① 再生利用

災害廃棄物の再生利用にあたっては、処理事業者に対し、放射性セシウム濃度を再生利用開始前に測定すること、開始後は定期的（月 1 回程度）なモニタリングを行うことを求め、製品化した後の放射性セシウム濃度が概ね 100 ベクレル/kg以下となるよう管理する。

② 焼却

災害廃棄物の焼却は、排ガス装置としてバグフィルターを有するなど十分な排ガス処理能力を備えた一般廃棄物焼却施設で行う。

新たな施設で焼却を開始する際は、試験焼却により周辺環境への影響等の安全性を確認した上で本格的な焼却を開始する。

また焼却に伴い発生する焼却灰については、放射性セシウム濃度の測定等により適切に管理した上で再生利用又は管理型最終処分場で埋立処分する。

※ 焼却施設・最終処分場周辺住民等の理解が前提。

③ 埋立処分

災害廃棄物の埋立は、放射性セシウム濃度を測定し 8,000 ベクレル/kg以下の場合に管理型最終処分場で行う。

なお、安定品目については、溶出試験を行い、検液から放射性セシウムが検出されない場合、安定型最終処分場で埋立処分する。

※ 最終処分場周辺住民等の理解が前提。

(2) 種類別処理方法

① 木くず類

- ・ 再生利用を基本とし、可能な限りパーティクルボードや燃料チップへの再生を進める。
- ・ 木くずの形状、塩分の含有、放射性物質の付着等により再生利用が困難なものは市清掃センター等の一般廃棄物焼却施設において焼却する。

② コンクリート類

- ・ 再生利用を基本とし、道路の路盤材等への再生を進める。
- ・ 関係機関と連携し、出来る限り復興事業など公共事業の資材としての活用を進める。

③ 廃プラスチック類

- ・ 再生利用を基本とし、発電燃料等への再生を進める。
- ・ 金属類や再生利用ができない可燃物等と混合している場合も多いため、手選別、更にはトロンメル等の選別機でふるい、出来る限り再生利用可能な廃プラスチック等を抽出する。

④ ガラス・陶磁器類

- ・ 再生利用を基本とし、路盤材等への再生を進める。

⑤ 金属類

- ・ 再生利用を基本とし、売却を進める。

⑥ 家電類

- ・ 再生利用を基本とし、家電リサイクル法対象4品目（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫）については、可能な範囲で分別し、破損や腐食の程度を勘案した上で再生利用が可能なものは家電リサイクル法に基づき再生を進める。
- ・ その他の家電については、可能な限り売却を進め、売却が困難なものは廃棄物処理施設で破砕し再生を進める。

⑦ 自動車

- ・ 自動車リサイクル法に基づき引取業者に引き渡し、再生を進める。

⑧ 船舶

- ・ 燃料やバッテリー等を取り除いた後に解体し、木くず類、廃プラスチック類、金属類等に選別した上で、それぞれ再生を進める。

⑨ 可燃物

- ・ 再生利用が可能なもの（畳・タイヤ・布団・衣類等）は、出来る限り発電燃料等に再生する。
- ・ 再生利用が困難なものは市清掃センター等の一般廃棄物焼却施設において焼却する。
- ・ 可燃物については、特に仮置場での火災防止や害虫・悪臭の発生防止など管理を徹底する。

⑩ 不燃物

- ・ ボード類など再生利用が困難な不燃物については、基本的に管理型最終処分場で埋立処分する。

なお、瓦や自然石、コンクリートなどの安定品目については、溶出試験を行い、検液から放射性セシウムが検出されない場合、安定型最終処分場で埋立処分する。

- ・ 可燃物や金属類などと混合している場合は、手選別、更にはトロンメル等の選別機でふるい、再生利用が可能な廃棄物や焼却可能な廃棄物を出来る限り取り除き最終処分量を減らした上で埋立処分する。

⑪ 危険物、PCB廃棄物、石綿含有廃棄物等

- ・ 他の廃棄物と区別し、危険物又は特別管理廃棄物としての取扱いを行い、各々の性状に応じ焼却や埋立処分等適切な処理を行う。

⑫ 津波堆積物等（土砂類）

- ・ トロンメル等の選別機で異物を除去した後、防災緑地整備等の復興資材として活用を進める。
- ・ 資材として活用できない場合は、埋立等により適切に処分する。

(3) 処理量

① 年度別処理量

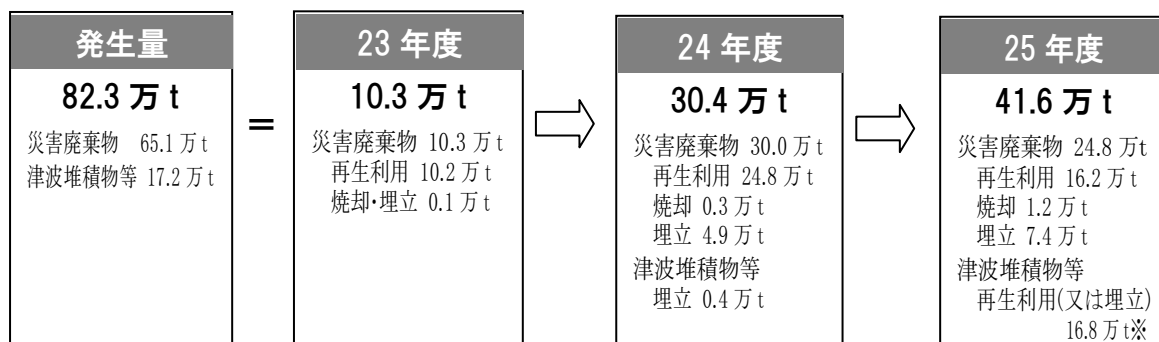
平成 23 年度は、再生利用を中心に災害廃棄物約 **10.3 万 t** を処理した。

平成 24 年度は、再生利用に加えて焼却や埋立処分に取り組み、災害廃棄物約 30 万 t、津波堆積物等 0.4 万 t の合わせて約 **30.4 万 t** を処理する。

平成 25 年度は、災害廃棄物については再生処理を中心としつつ、焼却、埋立処分も合わせて約 **24.8 万 t** を処理することとし、今般の震災に伴い発生した災害廃棄物の処理の完了を目指す。

また、津波堆積物等土砂類の残り約 16.8 万 t については、平成 25 年度以降、順次、復興資材として再生利用を進める。資材としての活用が困難なものについては、管理型最終処分場への埋立など適切に処分を進める。

【図 5：災害廃棄物等処理見込】



※ 津波堆積物等は、今後、復興事業の資材として活用予定であり、その処理の時期は復興事業の進捗に拠る。

② 種別処理量

ア 災害廃棄物

発生量推計 a	処理済量 b	要処理量 c(a-b)	今後の処理量見込		
			H24 年度 (3 月)	H25 年度	H26 年度
651,436t	375,188t	276,248t	28,520t	247,728t	—

a 再生利用

発生量推計 a	処理済量 b	要処理量 c(a-b)	今後の処理量見込		
			H24 年度 (3 月)	H25 年度	H26 年度
511,108t	329,561t	181,547t	19,870t	161,677t	—

〔品目別〕

i 木くず類

発生量推計 a	処理済量 b	要処理量 c(a-b)	今後の処理量見込		
			H24年度 (3月)	H25年度	H26年度
109,658t	79,066t	30,592t	4,500t	26,092t	—

〔処理量の考え方〕

月 4,500 t (180 t × 25 日) を再生処理する。

ii コンクリート類

発生量推計 a	処理済量 b	要処理量 c(a-b)	今後の処理量見込		
			H24年度 (3月)	H25年度	H26年度
327,871t	198,585t	129,286t	12,000t	117,286t	—

〔処理量の考え方〕

月 12,000 t (480 t × 25 日) を再生処理する。(夏井川海岸堤防工事資材等に使用。)

iii 廃プラスチック類

発生量推計 a	処理済量 b	要処理量 c(a-b)	今後の処理量見込		
			H24年度 (3月)	H25年度	H26年度
42,914t	32,671t	10,243t	1,500t	8,743t	—

〔処理量の考え方〕

月 1,500 t (60 t × 25 日) を再生処理する。

iv ガラス・陶磁器類

発生量推計 a	処理済量 b	要処理量 c(a-b)	今後の処理量見込		
			H24年度 (3月)	H25年度	H26年度
2,320t	966t	1,354t	70t	1,284t	—

〔処理量の考え方〕

H25年度は月 110 t を再生処理する。(再生利用できないものは埋立処分する。)

v 冷凍魚類（再生利用分）

発生量 a	処理済量 b	要処理量 c(a-b)	今後の処理量見込		
			H24年度 (3月)	H25年度	H26年度
484t	484t	—	—	—	—

〔処理量の考え方〕

H23年度に処理完了。（再生利用ができない冷凍魚類は焼却済み。）

vi 金属類

発生量推計 a	処理済量 b	要処理量 c(a-b)	今後の処理量見込		
			H24年度 (3月)	H25年度	H26年度
25,045t	14,973t	10,072t	1,800t	8,272t	—

〔処理量の考え方〕

順次売却を行い再生処理する。

vii 家電類

発生量推計 a	処理済量 b	要処理量 c(a-b)	今後の処理量見込		
			H24年度 (3月)	H25年度	H26年度
2,816t	2,816t	—	—	—	—

〔処理量の考え方〕

H24年度に処理完了。

b 焼却

発生量推計 a	処理済量 b	要処理量 c(a-b)	今後の処理量見込		
			H24年度 (3月)	H25年度	H26年度
16,011t	3,729t	12,282t	470t	11,812t	—

〔処理量の考え方〕

H23年度は、市の一般廃棄物焼却施設で75.84tを試験焼却。

H24年度9月以降は、南部地区分について月780tを焼却。

H25年度は、北部地区の焼却体制の確立を目指す。また、市内民間施設の活用も併せて進める。

c 埋立

発生量推計 a	処理済量 b	要処理量 c(a-b)	今後の処理量見込		
			H24年度 (3月)	H25年度	H26年度
124,317t	41,898t	82,419t	8,180t	74,239t	—

〔品目別〕

i 瓦・自然石等（安定型埋立）

発生量推計 a	処理済量 b	要処理量 c(a-b)	今後の処理量見込		
			H24年度 (3月)	H25年度	H26年度
83,598t	40,935t	42,663t	7,900t	34,763t	—

〔処理量の考え方〕

H25年度は月 6,000 t を埋立処分する。

ii ボード類等（管理型埋立）

発生量推計 a	処理済量 b	要処理量 c(a-b)	今後の処理量見込		
			H24年度 (3月)	H25年度	H26年度
40,719t	963t	39,756t	280t	39,476t	—

〔処理量の考え方〕

H25年度は月 3,300 t を埋立処分する。（市外の最終処分場の活用も視野に入れ処理を進める。）

イ 津波堆積物等（土砂類）

発生量推計 a	処理済量 b	要処理量 c(a-b)	今後の処理量見込	
			H24年度 (3月)	H25年度～
171,826t	3,808t	168,018t	—	168,018t

〔処理量の考え方〕

処理済量は埋立処分による。

H25年度以降は復興事業の資材として再生処理する。（再生利用できないものは埋立処分する。）

資料編

資料 1 : 災害廃棄物仮置場の設置・処分関連図

資料 2 : 災害廃棄物発生量と処理見込み

〇いわき市災害廃棄物仮置場の設置・処理関連図

資料1

平成25年2月28日現在

いわき市がれき量(推計) 82.3万t

【仮置場全体】

総面積	238,350㎡
現在残量	296,385t

【津波地区
(旧土木部所管)仮置場】

総面積	130,300㎡
現在残量	176,312t

津波エリア流出がれき

津波エリア家屋等解体

津波地区(9箇所)

久之浜地区	27,002t
久之浜市民運動場	16,000㎡ 25,773t
久之浜バイパス用地	5,300㎡ 1,229t

四倉地区	15,957t
仁井田川河口広場	19,000㎡ 15,957t

平地区	56,072t
新舞子浜グラウンド	17,000㎡ 21,772t
豊間中学校校庭	6,000㎡ 9,100t
塩屋崎荘跡地	4,800㎡ 18,000t
小名浜サンマリーナ	6,200㎡ 7,200t

小名浜地区	48,196t
藤原埠頭	40,000㎡ 48,196t

勿来地区	29,085t
常磐共同火力グラウンド	16,000㎡ 29,085t

処分

再生利用(リサイクル)

木くず	79,067t
金属くず	14,973t
コンクリートがら	198,585t
その他	36,938t
合計	329,561t

埋立処分

安定型など	45,706t
-------	---------

焼却処理

可燃物等	3,729t
------	--------

処分合計 378,996t

現在までの搬入量 296,385t + 378,996t = 675,381t

【その他地区仮置場】

総面積	108,050㎡
現在残量	120,073t

市民直接搬入

津波エリア外家屋等解体

その他地区(9箇所)

四倉市民運動場(H24/2/27再開)	11,000㎡ 28,054t
---------------------	-----------------

小名浜港運動施設(H23/7/10終了)	8,000㎡ 137t
----------------------	-------------

勿来市民運動場(H23/10/19再開)	21,500㎡ 34,960t
----------------------	-----------------

仁井田運動場(H23/4/17終了)	12,000㎡ 570t
--------------------	--------------

北緑地グラウンド(H24/2/1再開)	8,750㎡ 5,634t
---------------------	---------------

八日十日埋立処分地跡地(H24/3/31終了)	18,500㎡ 16,435t
-------------------------	-----------------

クリンピーの丘(H23/10/19終了)	7,500㎡ 14,626t
----------------------	----------------

中部浄化センター(H23/8/10終了)	金属・家電4品目	8,000㎡ 2,320t
----------------------	----------	---------------

南部浄化センター(H23/9/30終了)	コンクリート、アスファルト、不燃ごみ	12,800㎡ 17,337t
----------------------	--------------------	-----------------

○災害廃棄物発生量と処理見込み

1(1) 発生量推計(品目別)

区分	数量		処理方法
木質類	109,658	109,658	再生利用
コンクリート類	327,871	327,871	再生利用
混合がれき類	357,872	16,011	焼却
		296,143	埋立・復興資材
		45,718	再生利用(廃プラ等)
金属類	25,045	25,045	再生利用(売却)
家電類	2,816	2,816	再生利用
合計	823,262	823,262	

1(2) 処理方法別数量

処理方法	数量	比率
再生利用	511,108	62.1%
焼却	16,011	1.9%
埋立・復興資材	296,143	36.0%
合計	823,262	100.0%

2 処理見込み量

(1) 災害廃棄物

区分	処理方法	全体数量 A	参考:処理済 量(H25.2.28 現在)	H23年度 B	H24年度			H25年度 D	未処理見込 (A-B-C-D)	H24年度												H25年度			備考
					4~2月実績	3月見込	計 C			6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	
木質類	再生利用	109,658	79,066	29,023	50,043	4,500	54,543	26,092	0	→													月4,500t(180t×25日) 合板原料及び燃料に再生		
コンクリート類	再生利用	327,871	198,585	53,163	145,422	12,000	157,422	117,286	0	→													月12,000t(480t×25日) 路盤材等に再生、夏井海岸堤防工事資材として使用		
廃プラ類	再生利用	42,914	32,671	8,549	24,122	1,500	25,622	8,743	0	→													月1,500t(60t×25日) 発電燃料として再生		
ガラス陶磁器類	再生利用	2,320	966	171	795	70	865	1,284	0	→													H25:4月以降月110t 路盤材に再生(再生利用できないものは埋立)		
冷凍魚類	再生利用	484	484	484	0	0	0	0	0														処理済み(H23年度)		
金属類	再生利用(売却)	25,045	14,973	7,728	7,245	1,800	9,045	8,272	0	→													順次売却		
家電類	再生利用 (破砕または売却)	2,816	2,816	2,587	229	0	229	0	0	→													処理済み(H24年度)		
再生利用 計 ①		511,108	329,561	101,705	227,856	19,870	247,726	161,677	0																
可燃物	焼却	16,011	3,729	1,032	2,697	470	3,167	11,812	0	→													H23:地元調整(試験焼却)、H24:9月以降月780t(南部清掃センター:南部地区分)、H25:4月以降北部地区の焼却体制の確立が必要(市内民間施設を視野に入れ対応)		
焼却 計 ②		16,011	3,729	1,032	2,697	470	3,167	11,812	0																
瓦	埋立(安定型)	39,633	15,582	0	15,582	3,640	19,222	20,411	0																
自然石	埋立(安定型)	13,125	5,380	0	5,380	2,250	7,630	5,495	0	→													H25:4月以降月6,000t		
コンクリート等残渣	埋立(安定型)	30,840	19,973	0	19,973	2,010	21,983	8,857	0																
埋立(安定型)小計		83,598	40,935	0	40,935	7,900	48,835	34,763	0																
ボード類	埋立(管理型)	40,243	492	280	212	280	492	39,471	0	→													H25:4月以降月3,300t(市外民間施設を視野に入れ対応)		
蛍光灯等	埋立(管理型)	476	471	471	0	0	0	5	0																
埋立(管理型)小計		40,719	963	751	212	280	492	39,476	0																
埋立 計 ③		124,317	41,898	751	41,147	8,180	49,327	74,239	0																
合計 ④(①+②+③)		651,436	375,188	103,488	271,700	28,520	300,220	247,728	0																

(2) 津波堆積物等

区分	処理方法	全体数量 A	参考:処理済 量(H25.2.28 現在)	H23年度 B	H24年度			H25年度 D	未処理見込 (A-B-C-D)	H24年度												H25年度			備考
					4~2月実績	3月見込	計 C			6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	
土砂類	再生利用・ 埋立(管理型)	171,826	3,808	0	3,808	0	3,808	0	168,018	→													復興資材等への活用又は埋立処分(管理型)		
合計 ⑤		171,826	3,808	0	3,808	0	3,808	0	168,018																

総合計【④+⑤】		823,262	378,996	103,488	275,508	28,520	304,028	247,728	168,018														
----------	--	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--